

内閣府

○総務省令第三号

文部科学省

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第三百三号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第百十二条第三項及び第四項並びに第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

文部科学大臣 末松 信介

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号。以下「施行規程」という。）の

自治省

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 略」</p> <p>第四章 給付</p> <p>「第一節 略」</p> <p>第二節 短期給付（第百四条 第百十九条の五）</p> <p>「第三節 略」</p> <p>第四章の二 福祉事業（第百六十二条の二―第百六十二条の四）</p> <p>第四章の三 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の五・第百六十二条の六）</p> <p>「第五章・第六章 略」</p> <p>附則</p> <p>（傷病手当金）</p> <p>第百十三条 法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>十三 同一の傷病に関し、法第六十八条第十一項に規定する休業補償等の支給を受け、又は受けようとする場合においては、その旨</p> <p>「2 略」</p> <p>「削る」</p> <p>（実施機関による届書等の受理、送付等）</p> <p>第百二十六条 「略」</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、組合にこれを送付し、又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百六十二条の二及び第百六十二条の四第二項において同じ。）により送らなければならない。</p> <p>「3・4 略」</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 同上」</p> <p>第四章 給付</p> <p>「第一節 同上」</p> <p>第二節 短期給付（第百四条 第百十九条の六）</p> <p>「第三節 同上」</p> <p>第四章の二 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の二・第百六十二条の三）</p> <p>「第五章・第六章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（傷病手当金）</p> <p>第百十三条 法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「2 同上」</p> <p>（療養の給付等に関する記録の提供）</p> <p>第百十九条の六 組合は、法第十二条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百二十六条第二項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>（実施機関による届書等の受理、送付等）</p> <p>第百二十六条 「同上」</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、組合にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。</p> <p>「3・4 同上」</p>

第四章の二 福祉事業

(療養の給付等に関する記録の提供)

第百六十二条の二 組合は、法第百十二条第一項第一号に規定する組合員等(以下この章において「組合員等」という。)の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法により提供することができる。

(法第百十二条第三項の主務省令で定める者等)

第百六十二条の三 法第百十二条第三項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する組合員等に対し健康診断(高齢者の医療の確保に関する法律第二十條の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)を実施している者(労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。)

二 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

2 法第百十二条第三項の主務省令で定めるものは、事業者等(同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。)が保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写し(労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存しているものを除く。)とする。

(事業者等が行う記録の写しの提供)

第百六十二条の四 組合が、法第百十二条第三項の規定により組合員等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し(前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。)は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法第百十二条第一項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて組合が必要と認める情報とする。

2 法第百十二条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第四章の三 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

(実施機関の基本方針に定めるべき事項)

第百六十二条の五 [略]

(管理運用機関の基本方針に定めるべき事項)

第百六十二条の六 [略]

(法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)

〔新設〕

第四章の二 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

(実施機関の基本方針に定めるべき事項)

第百六十二条の二 [同上]

(管理運用機関の基本方針に定めるべき事項)

第百六十二条の三 [同上]

(法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)

第百六十五条の二 「略」

2 法第百四十四条の二十四の二第二項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

「一〇八 略」

九 法第百十二条の二第一項に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

「一〇九 略」

（船員組合員療養補償証明書）

第百七十七条の二 船員組合員は、法第百三十六条の規定によりその例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとするときは、船舶所有者の交付する別紙様式第四号による船員組合員療養補償証明書を保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

「二〇三 略」

附則

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等に係る基本方針に定めるべき事項）

第一条の四 第百六十二条の六の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金又は同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用について準用する。この場合において、第百六十二条の六中「法第百十二条の十一第一項」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第七十五条の三において準用する法第百十二条の十一第一項」と、「退職等年金給付組合積立金等（法第百十二条の十第二項第四号に規定する退職等年金給付組合積立金等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付組合積立金等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金又は同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金をいう。以下この条において同じ。）」と、「退職等年金給付組合積立金等」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付組合積立金等」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第百六十五条の二 「同上」

「2 同上」

「一〇八 同上」

九 法第百十二条の二第一項に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

「一〇九 同上」

（船員組合員療養補償証明書）

第百七十七条の二 船員組合員は、法第百三十六条の規定によりその例によることとされる船員保険法の規定により、船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとするときは、船舶所有者の交付する別紙様式第四十四号による船員組合員療養補償証明書を保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

「二〇三 同上」

附則

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等に係る基本方針に定めるべき事項）

第一条の四 第百六十二条の三の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金又は同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用について準用する。この場合において、第百六十二条の三中「法第百十二条の十一第一項」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第七十五条の三において準用する法第百十二条の十一第一項」と、「退職等年金給付組合積立金等（法第百十二条の十第二項第四号に規定する退職等年金給付組合積立金等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付組合積立金等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金又は同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金をいう。以下この条において同じ。）」と、「退職等年金給付組合積立金等」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付組合積立金等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和四年一月一日から施行する。

(障害厚生年金の額の改定等に関する経過措置)

第二条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第三条第三項の規定による障害厚生年金（地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものに限る。以下同じ。）の額の改定の請求は、施行規程第二百二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下この条において「読替え後厚年則」という。）第四十七条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により全国市町村職員共済組合連合会の業務をこれらの地方公務員共済組合に行わせることとした場合を除き、全国市町村職員共済組合連合会。以下「組合」という。）に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、読替え後厚年則第四十七条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

3 第一項の請求は、障害厚生年金の受給権者（その障害の程度が改正令第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、改正令附則第二条第二項の規定による請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 改正令附則第三条第六項の規定による障害厚生年金の支給の請求をしようとするときは、読替え後厚年則第四十四条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

5 前項の請求書には、読替え後厚年則第四十四条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

（公務障害年金の額の改定等に関する経過措置）

第三条 改正令附則第三条第三項の規定による地方公務員等共済組合法第七十六条第二号に規定する公務障害年金の額の改定の請求は、施行規程第百四十四条第一項各号に掲げる事項を記載した

請求書を組合に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、施行規程第四百四十四条第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 第一項の請求書を提出する者が、同時に前条第一項による障害厚生年金（当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、前項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（旧職域加算障害給付の額の改定等に関する経過措置）

第四条 改正令附則第三条第三項の規定による被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次条第一項において「一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（第三項において「旧職域加算障害給付」という。）の額の改定の請求は、施行規程附則第十五条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、施行規程附則第十五条第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 第一項の請求書を提出する者が、同時に附則第二条第一項による障害厚生年金（当該旧職域加

算障害給付と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、前項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（障害共済年金の額の改定等に関する経過措置）

第五条 改正令附則第三条第三項の規定による一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の額の改定の請求は、なお効力を有する改正前施行規程（一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規程附則第二十七条に規定する改正前施行規程をいい、同条の規定により読み替えられた規定にあつては、同条の規定による読み替え後のものとする。次項において同じ。）第三百三十条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、なお効力を有する改正前施行規程第三百三十条第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。